

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引 福生市

日頃より、市税等への御協力をいただきましてありがとうございます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在に所有する資産について所在する市町村に申告していただくこととなっています（地方税法第383条）。

福生市内に償却資産をお持ちの方は、この手引を参照して同封の申告書等に必要事項を記入の上、必ず申告期限までに申告してください。

※申告書を郵送される方で控えの返送を御希望の場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合、控えの返送はいたしません。

申告期限 令和8年2月2日（月）

〈電子申告（eLTAX）での申告〉

固定資産税（償却資産）の申告は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を用いた電子申告を行うことができます。なお、電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得した上で、eLTAXホームページから利用の届出を行う必要があります。

詳しくはeLTAXホームページを御覧ください。

URL: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

QR: 

〈電子申請（LoGoフォーム）での申告〉

福生市では、次のいずれかに当てはまる場合は、電子申請で申告を行うことができます。来庁や郵送不要で、スマートフォンからでも申告できます。

- ・前年度に福生市へ申告した方で資産の増減がない場合
- ・福生市に初めて申告する方で市内に該当資産がない場合
- ・廃業、転出、解散等をした場合

詳しくは申請フォームを御覧ください。

URL: <https://logoform.jp/form/dHoV/1218655>

QR: 

《申告書の提出及び問合せ先》

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

福生市役所 市民部 課税課 資産税係 TEL:042(551)1614(直通)

I 債却資産のあらまし

1 債却資産とは

固定資産税における債却資産とは、土地及び家屋以外の事業のために用いることができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有しているものも含みます）をいいます。

ただし、取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産、無形固定資産（特許権、営業権、ソフトウェア等）及び自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます。

2 債却資産の種類と具体例

資産の種類		主な債却資産の例
1 構築物	構築物	駐車場の舗装路面（砂利も含む）、門・扉・植栽等の外構工事、看板等の広告設備等
	建物附属設備	① 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視設備、屋外給排水設備、特定の生産又は業務用の設備等 ② 建物の賃借人が貸店舗等に施工した内装、造作及び建築設備等 (詳細は6ページ「6 建築設備における家屋と債却資産の区分」を参照)
2 機械及び装置		太陽光発電システム、各種産業用機械、クレーン等の建設機械、駐車場の機械装置等
3 船舶		客船、貨物船、ボート等
4 航空機		飛行機、その他の航空機
5 車両及び運搬具		ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬車等 (ナンバー登録している場合は、分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く
6 工具、器具及び備品		パソコン、ルームエアコン、レジスター、陳列ケース、家具（事務机、応接セット等）、金庫、自動販売機、金型、事務用機器、電気機器、ガス器具、医療機器、娯楽機器等

3 業種別の主な債却資産

業種	主な債却資産の例
各業種共通	内装工事（建物賃借の場合）、簡易間仕切、外構工事、駐車場設備、舗装路面、看板、ルームエアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、LAN設備等
農業	ビニールハウス、農機具、耕運機、屋外給排水設備等
不動産賃付業	駐車場の舗装路面、アパートや貸家の外構工事、監視カメラ機器類、受変電設備、屋外電気・給排水設備工事、太陽光発電システム等
小売業	陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食業	厨房設備、テーブル・椅子、カラオケセット、テレビ、放送設備機器等
理容業・美容業	椅子、洗面設備、消毒殺菌器、パーマ器、美容機器、サインポール等
医（歯科）業	各種医療機器、ベッド、キャビネット等
製造業	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、研磨機、溶接機、コンベア、金型等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、厨房設備、ビニール包装機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等

4 債却資産の課税について

固定資産税における債却資産の課税については次のとおりです。

(1)評価額の算出、価格等の決定及び課税台帳への登録

債却資産は、申告された資産の取得価額、取得時期、耐用年数及び『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定められた減価率に基づき、毎年1月1日現在の評価額を計算し、課税台帳に登録されます。

なお、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となり、それ以後は減価しません。

(2)課税標準額及び税額

各資産の評価額の合計を決定価格といい、原則としてこの価格が課税標準額となります。

(課税標準の特例の適用を受ける資産を除く。詳細は7ページ「8 課税標準の特例」を参照)

また、税額は課税標準額に税率(100分の1.4)を乗じて算出します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税額} \\ (\text{100円未満切捨て}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (1,000円未満切捨て) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{税率} \\ (100\text{分の}1.4) \end{array}}$$

(3)免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

なお、課税標準額が150万円未満となるかどうかは計算結果によりますので、債却資産の多少にかかわらず毎年必ず申告してください。

(4)課税台帳の閲覧

所有者及び納税管理人等の方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、課税台帳を閲覧することができます。

(5)審査の申出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服のある場合は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福生市固定資産評価審査委員会に対して書面で審査の申出をすることができます。

なお、審査委員会の決定に不服がある場合は、審査委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

(6)納期

固定資産税の納期は、5月、7月、12月、翌年2月の4回です。詳しくは納税通知書でお知らせしますので御確認ください。

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

令和8年1月1日現在、福生市内に償却資産を所有している方

〈次の方も申告が必要です〉

- ・福生市内で事業を行っているが償却資産を所有していない方
(「該当資産なし」として申告をお願いします。)
- ・償却資産を他に賃貸している方
- ・所有権移転リース契約の場合は、原則として償却資産を使用している借主の方
- ・割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ・償却資産を共有で所有している方
(持分に応じて個々に申告せず、「代表者外〇名」という共有名義で申告した上で、備考欄に共有員全員の住所、氏名、持分を記入してください。)

※償却資産を所有していない方や、資産の増減がない方、廃業、転出等をした方は、紙の申告書等での申告のほか、電子申請（LoGoフォーム）でも申告ができます。

※船舶や航空機、車両等の移動性の償却資産を所有する場合は、主たる定置場の所在する市町村が申告先となりますので御注意ください。

2 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在、事業のために用いることができる、耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上の償却資産

〈次の資産も申告が必要です〉

- ・耐用年数が経過し、減価償却を終えていても、事業のために用いることができる資産
- ・遊休又は未稼働の状態であっても、事業のために用いることができる資産
- ・資本的支出としての改良費
(新たな資産の取得として扱い、本体と区別して申告してください。)
- ・建設仮勘定で経理されている資産や簿外資産、福利厚生のための資産
- ・家屋に施した建築設備造作等のうち、償却資産として取り扱うもの
(6ページ「6 建築設備における家屋と償却資産の区分」を参照)
- ・少額資産のうち、申告対象となる資産（5ページ「4 少額資産の取扱いについて」を参照）

3 申告の必要がない償却資産

- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産
- ・特許権、営業権、ソフトウェア等の無形固定資産
- ・繰延資産
- ・少額資産のうち、申告対象とならない資産（5ページ「4 少額資産の取扱いについて」を参照）

4 少額資産の取扱いについて

固定資産税における少額資産の取扱いについては次のとおりです。

(1) 固定資産税における償却資産として申告対象となる資産

- ① 租税特別措置法の規定を適用して損金算入した資産

(例) 中小企業者等の30万円未満の損金算入の特例を適用した即時償却資産

- ② 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満でも、個別に減価償却をしている資産

(2) 固定資産税における償却資産として申告対象とならない資産

- ③ 取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金（必要経費）算入した資産

- ④ 取得価額が20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却した資産

- ⑤ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満の資産

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①中小企業特例（即時償却等）	申告対象			
②個別減価償却	申告対象			
③一時に損金算入	申告対象外			
④3年一括償却	申告対象外			
⑤リース資産	申告対象外	申告対象		

5 国税との取扱いの違い

国税（法人税・所得税）と固定資産税における償却資産の取扱いの主な違いは次のとおりです。

項目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法（固定資産評価基準に定められた減価率）	【平成19年4月1日以後の取得】 定率法・定額法等の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められています
特別償却・割増償却	認められません	認められています
評価額の最低限度	取得価額の100分の5（5%）	備忘価格（1円）まで
即時償却資産 (中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります	認められています
改良費の評価方法	区分評価 (改良を加えられた本体部分と改良部分を区分して評価します)	【平成19年3月31日以前の取得】 合算評価 【平成19年4月1日以後の取得】 原則として区分評価

6 建築設備における家屋と償却資産の区分

建築設備とは、電気設備、給排水衛生設備、空調設備等、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税においては、これらの設備を家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合は、下の表を参考にして申告してください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合は、全て賃借人の償却資産として申告してください。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と建築設備の所有者が同じ場合	
			家屋	償却資産
建築工事	内装、造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式（配線、配管含む）		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備等（配線、配管含む）		○
	中央監視設備	設備・装置一式（配線、配管含む）		○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式（器具、配線、配管）		○
	照明設備	屋内設備一式（器具、配線、配管）	○	
	電力引込設備	引込開閉器盤、屋外の配線、引込工事		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備（エレベーター、空調設備用等）	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配線、配管、端子盤等	○	
給排水衛生設備	LAN設備	設備一式		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○
		配線、配管等	○	
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器		○
		配線、配管等	○	
空調設備	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知設備	設備一式	○	
	給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引込工事		○
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
その他の設備	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器、事業用ボイラー等）		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○	
	ガス設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備、引込工事		○
		屋内の配管、バルブ、カラン等	○	
	衛生設備	設備一式（便器、洗面化粧台、ユニットバス等）	○	
外構工事	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
	空調設備	特定の生産又は業務用設備、ルームエアコン		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機等		○
厨房設備		エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	○	
		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店、ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○
		上記以外の設備（システムキッチン、給湯室のミニキッチン等）	○	
その他の設備	その他の設備	簡易間仕切（衝立）、看板、カーテン、ブラインド、機械式駐車設備等		○
外構工事	外構工事	舗装・門・塀・植栽等工事一式、カーポート等		○

7 中古資産について

中古資産の残存耐用年数は、原則として、事業のために用いたとき以後の使用可能期間として見積もられる年数によることができます。また、使用可能期間の見積りが困難である場合は、簡便法により算定した年数によることができます。詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条）

8 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有している方は、申告書備考欄及び種類別明細書摘要欄にその旨を記載の上、特例対象であることが確認できる書類を添付して申告してください。

なお、福生市における「地域決定型地方税制特例措置（通称 わがまち特例）」については、次の表のとおり定めています。

（福生市税賦課徴収条例第51条の3及び同条例附則第12条の2）

対象		特例率	取得期間	対象期間	条文(地方税法)
防 止 施 設 の 危 害	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	2分の1	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	適用年度 以降継続	附則第15条第2項第1号
	下水道法の公共下水道除害施設	5分の4			附則第15条第2項第5号
再生可能エネルギーの認定発電設備	太陽光発電設備（1,000kW未満）	3分の2	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	3年度分	附則第15条第25項第1号イ
	太陽光発電設備（1,000kW以上）	4分の3			附則第15条第25項第3号イ
	風力発電設備（20kW以上）	3分の2			附則第15条第25項第1号ロ
	風力発電設備（20kW未満）	4分の3			附則第15条第25項第3号ロ
	地熱発電設備（1,000kW未満）	3分の2			附則第15条第25項第1号ハ
	地熱発電設備（1,000kW以上）	2分の1			附則第15条第25項第4号ロ
	水力発電設備（5,000kW以上）	4分の3			附則第15条第25項第3号ハ
	水力発電設備（5,000kW未満）	2分の1			附則第15条第25項第4号イ
	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満）	3分の2			附則第15条第25項第1号ニ
	バイオマス発電設備（10,000kW以上20,000kW未満） 一般木質・農作物残さ区分に該当	7分の6			附則第15条第25項第2号
水防法の浸水防止用施設	バイオマス発電設備（10,000kW未満）	2分の1			附則第15条第25項第4号ハ
	水防法の浸水防止用施設	3分の2	平成29年4月1日～ 令和8年3月31日	5年度分	附則第15条第28項
	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業	2分の1	平成29年4月1日～	適用年度 以降継続	第349条の3第27・28・29項

9 申告の修正

申告書の受理後、申告内容に誤りがあった場合は、修正申告をお願いしています。

また、申告もれ等により複数年度にわたり修正等が必要な場合には、最大で過去5年分まで遡って申告をお願いしていますので、御承知おきください。

修正により固定資産税が増額となる場合だけでなく、減額となる場合であっても速やかに申告をお願いします。

Ⅲ 申告の手続き

1 申告の方法

(1)今までに申告をしている方

同封の種類別明細書(全資産用・プレ申告用)を確認し、申告の区分に応じた書類を提出してください。

申告の区分		申告書	種類別明細書		記入事項
			増加資産用	減少資産用	
ア	資産の増加・減少がない方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	申告書右下の19欄「資産に増減なし」を選択し、(イ)欄に印字してある取得価額と同じ金額を(ニ)欄に記入してください。
イ	資産の増加がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	種類別明細書(増加資産・全資産用)に増加した資産(申告もれを含む)を記入し、申告書の(ハ)欄に種類ごとの取得価額を記入してください。
ウ	資産の減少がある方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書(減少資産用)に減少した資産(申告もれを含む)を記入し、申告書の(ロ)欄に種類ごとの取得価額を記入してください。
エ	資産の増加・減少が両方ともある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	各種類別明細書に増加・減少した資産(申告もれを含む)を記入し、申告書の(ハ)欄及び(ロ)欄に種類ごとの取得価額を記入してください。

※区分ア(資産の増加・減少がない方)に該当する場合は、紙の申告書等での申告のほか、電子申請(LoGoフォーム)でも申告ができます。

(2)はじめて申告をする方

申告の区分		申告書	種類別明細書 (全資産用)	記入事項
オ	該当する償却資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書(増加資産・全資産用)に福生市内にある償却資産を全て記入し、種類ごとの取得価額を申告書の(ハ)欄及び(ニ)欄に記入してください。
カ	該当する償却資産がない方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	申告書右下の20欄「該当資産なし」を選択し、(ニ)欄の合計欄に0と記入してください。

※区分カ(該当する償却資産がない方)に該当する場合は、紙の申告書等での申告のほか、電子申請(LoGoフォーム)でも申告ができます。

(3)電算処理による全資産申告をする方

令和8年1月1日現在に所有する全ての資産について、算出した評価額を記入し、種類別明細書を添付の上、申告してください。なお、申告書、種類別明細書の規格はA4判でお願いします。

(4)廃業又は資産所在地を福生市外へ移転等された方

令和8年1月1日現在、廃業や資産を福生市外へ移転したなどの理由により、福生市内で事業を行っていない方は、申告書右下の21欄「転出・廃業・解散・その他」の該当する項目を選択したうえで、廃業等の年月日を記入し、申告してください。

※紙の申告書等での申告のほか、電子申請(LoGoフォーム)でも申告ができます。

IV 申告書の記載方法

1 債却資産申告書

受付印		令和8年1月5日		令和8年度		帳票識別コード		
		東京都福生市長 職		債却資産申告書(債却資産課税台帳)		<input checked="" type="checkbox"/> 当初申告 (1) <input type="checkbox"/> 修正申告		
所 有 者 者	1	フリガナ 住所 郵便番号	フリガナ 福生市本町5番地 電話番号	5	個人番号又は 法人番号	③ 999999999999	<input type="checkbox"/> 短縮耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	2	フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	フリガナ ② フッサ タロウ	6	事業種目	不動産販賣業	<input type="checkbox"/> 増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	3	氏名 法人においてはその 商号及び代表者の氏名 種別	福生 太郎	7	資金又は出資金の額	1,000,000円	<input type="checkbox"/> 非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	4	公簿上の生年月日 又は設立年月日	昭和23年2月3日	8	事業開始年月 この申告に応する者 の種別及ぶ氏名	平成3年4月 ④ 福生 太郎	<input type="checkbox"/> 課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
		資産の種類	取 得 金 額	前年中に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計(イ) - (ロ) + (ハ)	
1	構築物	1,500,000					1,500,000	
2	機械及び装置	5,260,000		330,000			4,930,000	
3	船舶	⑥	⑦	⑧	⑨			
4	航空機							
5	車両及び運搬具							
6	工具、器具及び備品				500,000		500,000	
7	合 計	6,760,000		330,000	500,000		6,930,000	
		資産の種類	評価額(木)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)	数量		
1	構築物		⑩					
2	機械及び装置							
3	船舶							
4	航空機							
5	車両及び器具							
6	工具、器具及び備品							
7	合 計							
※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。								
①申告区分 該当するものを選択してください。								
②住所～生年月日 住所（法人の場合は本店所在地）、電話番号、氏名（法人の場合は商号及び代表者）、生年月日を記入（印字内容に変更がある場合は訂正）してください。住所以外に納税通知書等の送付を希望する場合は、1住所欄に住所を記入し、22備考欄に送付先の変更を希望する旨の表示及び送付希望先住所、宛名を記入してください。								
③個人番号又は法人番号 個人の場合は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の場合は法人番号を記入してください。債却資産を共有で所有している場合は、記入不要です。								
※番号の記載がない場合や本人確認ができない場合でも申告書は受理します。								
④申告応答者・税理士等 申告内容の問合せに対応いただける方の氏名、電話番号を記入してください。								
⑤短縮耐用年数の承認～青色申告 該当するものを選択してください。10短縮耐用年数、11増加償却、12非課税、13課税標準の特例が「有」の場合は、その旨を確認できる書類についても提出してください。								
⑥前年前に取得したもの(イ) 令和7年1月1日までに取得した資産の取得価額								
⑦前年中に減少したもの(ロ) 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額								
⑧前年中に取得したもの(ハ) 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額								
⑨計(二) 令和8年1月1日現在に所有する資産の取得価額 ((イ) - (ロ) + (ハ))								
⑩評価額(木)・決定価格(ヘ)・課税標準額(ト) 独自の電算処理をする場合のみ記入してください。								
⑪資産の所在地 福生市内にある事業所等の所在地を記入してください。								
⑫借用資産 該当するものを選択してください。「有」の場合は貸主の名称等についても記入してください。								
⑬資産の状況 該当する場合は選択してください。転出、廃業、解散等の場合は年月日も記入してください。								
⑭備考 次のような事項を記入してください。								
<ul style="list-style-type: none"> 住所以外に納税通知書等の送付を希望する場合、その旨の表示及び送付希望先住所、宛名 共有名義で申告する場合、共有員全員の住所、氏名、持分 課税標準の特例や非課税等に該当する場合、その適用条項 その他、この申告に必要な事項及び債却資産の評価について参考となる事項 								

第二十六号様式（提用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第13関係）

2 種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産及び前年以前に取得し、申告していないなかった資産を記入してください。

ただし、今回初めて申告する方は、令和8年1月1日現在の全資産を記入してください。

資産の種類	資産の名称等	取得年月
該当する数字を記入してください。 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品	品名、規格、型式等を記入してください。	資産を取得（購入、制作）した年月を記入してください。 年号は次のコード番号を記入してください。 【コード番号】 昭和：3 平成：4 令和：5
	数量 資産の数量を記入してください。 一式の場合は「1」と記入してください。	

令和8年度
種類別明細書（増加資産・全資産用）

行番号	異動区分 （注1） （注2）	資産の種類 （注3）	物件番号	資産の名称等	数量 （注4）	取得年月 （注5）	元日取得 （注6）	取得価額 （注7）	耐用年数 （注8）	減価残存率 （注9）	価額	課税標準の特例		課税標準額 率コード	増減事由 （注10）	摘要
												年号	年			
01	1	駐車場舗装工事			1 5 7 2			1,500,000	15						1	
02	6	パソコン			1 5 7 4			200,000	4						1	
03	6	エアコン			1 5 7 6			1,000,000	6						1	
04																
05																

取得価額 償却資産の取得価額（資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額）を記入してください。 ※その資産を事業に用いるために要した費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費他）を含みます。	耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から第6（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。	摘要 課税標準の特例や非課税等の適用がある資産については、その旨の表示及び摘要条項を記入してください。 (例) 特例 第349の3第27
	増減事由 該当する番号を記入してください。 1 新品取得 2 中古品取得 5 移動 6 その他	前年以前に取得し、申告もれとなっていた資産については、その旨を記入してください。 (例) 令和〇年申告もれ

※減価残存率欄から課税標準額欄については記入の必要はありませんが、独自の電算処理により全資産申告を行う場合は記入してください。

第二十六号様式別表一（提出

3 種類別明細書（減少資産用）

同封の種類別明細書（全資産用・プレ申告用）を確認し、令和7年1月2日から令和8年1月1日までに減少した資産及び前年以前に減少し、申告していなかった資産を記入してください。今回初めて申告する方は、記入の必要はありません。

記入例① 物件番号1の資産を全部売却した場合

記入例② 物件番号3の資産の一部を廃棄した場合

（3台のうち1台、取得価額450,000円のうち150,000円分減少した場合）

▼同封されている種類別明細書（全資産用・プレ申告用）

所有者名			1 枚のうち 1 枚		種類別明細書（全資産用・プレ申告用）												帳票識別コード	
福生 太郎															申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告		
行番号	異動区分 (01) (02)	資産の種類 物件番号	資産の名称等	数 量	取得年月 (03)	元日 取得 (04)	取 得 価 額 (05)	耐 用 年 数 (06)	減 価 残 存 率 (07)	価 額 (08)	内 座 課 税 標準 の 特 例 (09)	外 座 課 税 標準 額 (10)	増 減 事 由 (11)	課 税 標準 額 (12)	増 減 事 由 (13)	摘要 (14)		
01	6	1	複写機	1 4 3 9			180,000	5	0									
02	6	2	複写機	1 4 3 12			200,000	5	0									
03	6	3	エアコン	3 4 3 6			450,000	6	0									
04																		
05																		

※増加資産は別表一、減少資産は

記入する



①種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の物件番号1の資産の情報を種類別明細書（減少資産用）に記入します。
増減事由は次の中から該当する番号を記入してください。
【増減事由】 3 売却 4 滅失 5 移動 6 その他

摘要

前年以前に減少し、申告もれとなっていた資産については、その旨を記入してください。
(例) 令和〇年申告もれ

所有者名			1 枚のうち 1 枚		令和 8 年度 種類別明細書（減少資産用）												帳票識別コード	
福生 太郎															申告区分	<input checked="" type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告		
行番号	異動区分 (01) (02)	資産の種類 物件番号	資産の名称等	数 量	取得年月 (03)	元日 取得 (04)	取 得 価 額 (05)	耐 用 年 数 (06)	申 減 年 度 (07)	増 減 事 由 (08)	内 座 課 税 標準 の 特 例 (09)	外 座 課 税 標準 額 (10)	内 座 課 税 標準 額 (11)	外 座 課 税 標準 額 (12)	増 減 事 由 (13)	摘要 (14)	申告書等送付番号 12345678	
01	6	1	複写機	1 4 3 9			180,000	5	3									
02	6	3	エアコン	1 4 3 6			150,000	6	4	3台のうち1台減少								
03																		
04																		
05																		

第二十六号様式別表二
(提出用)

②種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の物件番号3の資産のうち、減少した分（数量1、取得価額150,000円）を種類別明細書（減少資産用）に記入します。
増減事由は次の中から該当する番号を記入してください。
【増減事由】 3 売却 4 滅失 5 移動 6 その他
※摘要欄に減少の内訳を必ず記入してください。

V 償却資産に関するQ & A

Q 償却資産の申告対象となる資産には、どのようなものがありますか？

A 個人や法人が、工場、飲食店、不動産賃貸業、農業等の事業を行うために用いることができる資産（土地、家屋を除く）が申告対象となります。詳しくは2ページを御覧ください。

Q 毎年税務署へ確定申告をしていますが、市への申告も必要ですか？

A 税務署への申告は国税（所得税又は法人税）の計算のために行うものであり、市への申告は、固定資産税（償却資産）の計算を行うために必要なものであることから、別途申告が必要となります。

Q 資産の増減がなく、昨年度の申告と同じ内容であっても申告は必要ですか？

A 資産の増減がない場合も、毎年度申告が必要です。償却資産は土地や家屋のような登記制度がないため、償却資産の所有者に毎年1月1日時点で所有している資産の申告が義務付けられています。なお、資産の増減がない場合は、電子申請（LoGo フォーム）でも申告ができます。

Q 事業用家屋（賃貸アパートや店舗、工場等）を所有した場合、どのようなものが申告対象となりますか？

A 固定資産税（家屋）の課税対象とならない受変電設備や壁掛け式のエアコン等の建物附属設備、外構工事や看板等の構築物等が申告の対象となります。

Q 耐用年数が過ぎた資産や現在使用していない資産も申告は必要ですか？

A 耐用年数が経過し、減価償却を終えていても、廃棄又は売却等をせず、事業のために用いることができる状態である限り、毎年度申告が必要です（事業休業中の場合も含む。）。なお、固定資産税上の評価額の最低限度は、備忘価格ではなく、取得価額の100分の5（5%）となります。

Q 店舗を借りて事業を行っています。申告はどのようにすれば良いですか？

A 貸借人が施工した設備類、内装工事、外構工事、看板等が償却資産に該当します。

《申告内容の確認調査について》

地方税法第353条及び第408条に基づき、電話での問い合わせや資料提供を依頼する場合があります。また、国税（法人税・所得税）資料の閲覧（地方税法第354条の2）を行い、申告内容の確認をしています。調査の結果、申告（修正含む）をお願いすることがあります。

《申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合について》

正当な理由なく申告をしなかった場合には、過料を科せられることがあります（地方税法第386条及び福生市税賦課徴収条例第64条第1項）。

また、虚偽の申告をした場合には罰金を科せられることがあります（地方税法第385条）。

《申告書の提出前に確認をお願いします》

【申告書】

連絡先（氏名、電話番号）の記入はありますか？

資産所在地の記入はありますか？

【種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用）】

申告もれの資産や取得年月、取得価額、耐用年数の記入もれはないですか？

福生市以外に所在する資産を計上していないですか？

【その他】

郵送申告で控えが必要な場合、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？